

## 福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素需要創出活動支援事業） 補助金実施要領

「福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素需要創出活動支援事業）補助金」（以下、「補助事業」という。）については、福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素需要創出活動支援事業）補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

### （目的）

第1条 県は、水素エネルギーの普及拡大を通じ、将来における水素社会の実現につなげるため、燃料電池自動車等に燃料を供給する水素供給設備を県内で運用する民間事業者（以下「補助事業者」という。）に対して支援を行う。

### （定義）

第2条 交付要綱別表2にいう「水素供給能力」とは、燃料電池自動車等への1時間当たりの平均的な水素充填能力であり、水素製造能力、水素輸送方法、圧縮機、蓄圧器容量等を合わせた水素供給設備全体としての能力をいう。

2 交付要綱第2条第3号にいう「営業」とは、あらかじめ決められた場所や日時にもとづき、継続的に営業することをいう。

### （国補助金の特定）

第3条 交付要綱第6条第1項第2号にいう「国が実施する水素供給設備の整備に係る補助金」とは、経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助事業者が実施する「燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業」をいう。

### （補助金交付申請）

第4条 交付要綱第7条に基づき補助事業の補助金の交付を希望する者は、交付要綱様式第1号に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- 一 事業計画書（交付要綱様式第1号の別紙1）
  - 二 収支見込計算書（交付要綱様式第1号の別紙2）
  - 三 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（交付要綱様式第1号の別紙3）
  - 四 水素供給設備の仕様書
  - 五 24時間年中無休営業を実施していることが分かる書類（該当する場合）
  - 六 補助事業者の登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書
  - 七 県税の未納がないことを確認できる書類
  - 八 その他知事が必要と認める書類
- 2 複数の事業者による共同事業の場合には、連名で申請を行うものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 交付要綱第15条第2号にいう「事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更」とは、次に掲げる以外のものをいう。

- 一 事業主体の変更
- 二 事業の中止又は廃止
- 三 事業計画の変更
  - ア 水素供給設備の水素供給能力を変更する場合
  - イ 水素供給設備の運用場所の変更
  - ウ 水素供給設備の営業形態の変更

(決算の報告義務)

第6条 交付要綱第27条に定める水素供給設備の決算の内容の報告については、補助対象者の決算書類に準じた様式により行うこととする。

(関係書類の提出先)

第7条 補助事業の実施に係る交付申請書等の関係書類の提出先は、福島県企画調整部エネルギー課とする。

(その他)

第8条 補助事業の実施につき運用上の疑義が生じた場合は、その都度県と補助事業者が協議し、互いに円滑な運用に努めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年12月19日から施行し、令和7年4月1日から適用する。